

かごしま中小企業DX推進事業費補助金 Q & A

番号	質問	回答
○ 申請要件について		
1	補助対象者の「県内に事業所を有する中小企業」とはどのような企業ですか。	<p>「県内に事業所を有する」とは以下のとおりです。</p> <p>法人の場合：履歴事項全部証明書で鹿児島県内での事業所設置の事実が確認できること</p> <p>個人事業主の場合：身分証明書の住所が鹿児島県内であること</p> <p>「中小企業」については、中小企業支援法第2条に規定する中小企業者を指します。詳細は、募集要項の「2. 補助対象者」でご確認ください。</p>
2	県外に本社があり、県内に事業所がある会社は本事業の対象になりますか。	県内に事業所があれば、対象となります。
3	個人事業主は本事業の対象になりますか。	本事業の要件を満たせば対象となります。
4	社会福祉法人や医療法人は本事業の対象となりますか。	本事業は中小企業支援法第2条に規定する中小企業を対象としており、社会福祉法人や医療法人は対象となりません。
5	特定非営利法人、一般社団・財団法人、学校法人は本事業の対象となりますか。	本事業は中小企業支援法第2条に規定する中小企業を対象としており、特定非営利法人、一般社団・財団法人、学校法人は対象となりません。
6	任意団体は本事業の対象となりますか。	本事業は中小企業支援法第2条に規定する中小企業を対象としており、任意団体は対象となりません。
7	創業したばかりでも本事業の対象となりますか。	創業して間もない場合でも、本事業の要件を満たせば対象となります。
8	県内 IT ベンダーとは何ですか。	既に県内で日本標準産業分類における情報通信業を営む者で、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業のいずれかに該当する事業者になります。それぞれの業種の内容について

		<p>ては、日本標準産業分類 大分類G-情報通信業にかかる小分類番号で確認してください。</p> <p>【日本標準産業分類ホームページホームページ】 https://www.soumu.go.jp/main_content/000290726.pdf https://www.soumu.go.jp/main_content/000290726.pdf</p>
9	外部専門家（認定経営革新等支援機関）とはどのような専門家ですか。	<p>中小企業等経営強化法第31条第1項に基づき国の認定を受けた機関です。</p> <p>県外で認定を受けた認定経営革新等支援機関も対象となります。</p>
10	県内 IT ベンダー又は外部専門家と共同で申請書を作成することは必須ですか。	<p>本事業の要件となっておりますので、必ず、県内 IT ベンダー又は外部専門家と共同で申請書を作成してください。</p>
11	新型コロナウイルス感染症の影響など、売上減少が申請要件になりますか。	<p>売上減少は申請要件ではありません。</p>
○ 補助対象経費等について		
1	補助金の交付決定前に支払った経費は補助対象になりますか。	<p>補助対象となる経費は、補助金交付決定から令和4年2月28日までに支払いを行ったものに限りです。交付決定前や3月1日以降に支払われた経費は補助対象になりません。</p>
2	パソコンやタブレット端末等の機器は補助対象経費となりますか。	<p>パソコン、タブレット端末、スマートフォン等の汎用性の高い機器は、対象事業の用途に限り使用し、他の用途での使用（目的外使用）が無いと整理できる場合にのみ対象となります。</p>
3	コンサルタント料は補助対象経費となりますか。	<p>DXの推進に向けた専門家の技術指導や助言等のコンサルタント料は補助対象経費となりますが、本事業の申請書を作成するために支払われるコンサルタント料は対象外となります。</p>
4	研修費は補助対象経費となりますか。	<p>補助対象経費となります。DXの推進に向けた、自社のDX人材育成に必要な講座受講料、直接人件費（研修派遣中の基本給相当額）、旅費などが対象となります。</p>

5	機械装置等のリースは補助対象経費となりますか。	<p>補助対象経費となります。リースの場合は本事業実施期間に係るものであって、同期間内に支払われたものが対象です。</p> <p>※ 事業実施期間に実施されたものでも、事業実施期間内に支払いができない場合は対象となりません。</p>
6	機械購入の場合、全額対象経費となりますか。	<p>企業の会計上、特別償却で一括で処理する場合は全額が対象経費となりますが、その場合、導入目的外の使用はできません。償却資産として減価償却分を計上する場合は、本年度分の減価償却分のみ対象経費となります。この場合、減価償却費は非課税経費になりますので、企業の会計処理（税込会計・税抜会計、償却方法）に合わせ、本年度分の減価償却分を対象経費として取り扱います。</p>
7	ソフトウェアや機械の設備更新は補助対象経費となりますか。	<p>単なる設備更新は対象となりません。</p> <p>DXの推進に向けた取組として、必要不可欠な設備の更新として認められる場合は対象となります。</p>
8	振込手数料等の手数料は補助対象経費となりますか。	<p>振込手数料、代引手数料は補助対象となりません。</p>
○ 申請手続等について		
1	申請書はどこで手に入るのでしょうか。	<p>事務局ホームページ及び県ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は事務局までお問い合わせください。（事務局電話：099-248-8565）</p>
2	申請先（郵送先）を教えてください。	<p>申請書の郵送先は以下のとおりです。</p> <p>〒892-8799 鹿児島東郵便局留 かごしま中小企業DX推進事業事務局行</p>

3	「県税の未納がないことの証明書」はどこで発行できますか。	発行窓口については鹿児島県の公式ホームページからご確認ください。 【県ホームページ】 https://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/nouzeisyoumei.html 〈ホーム〉分類から探す〉くらし・環境〉税金〉申請の手続き案内〉県税の納税証明書〉
4	産業分類の中分類のコードは何を入力すればいいですか。	総務省の日本標準産業分類を参考にしてください。 【日本標準産業分類ホームページ】 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html
5	他の補助金との併用はできますか。	本事業での併用はできません。
6	交付決定を受けた事業を中止した場合はどうすればいいでしょうか。	中止（廃止）承認申請書を提出する必要があります。
7	申請から事業完了までのスケジュールを教えてください。	スケジュールについては募集要項. 8 申請方法の事業スケジュールでご確認ください。
○ その他		
1	提出書類に確定申告書（貸借対照表、損益計算書）とありますが、直近の決算書の写しでいいですか。	直近の決算書の写しに加えて、確定申告書の写しを添えて提出してください。
2	提出書類に個人事業主の場合は、「身分証明書（顔写真付）等」とありますが、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等、どれを提出すればいいですか。	運転免許証など、顔写真付きの身分証明書（写し）を1部提出してください。 ※マイナンバー（個人番号）の記載がある場合は、黒塗りにして読み取れないようにしてください。

3	<p>提出書類に見積書等（補助対象の経費の積算が確認できる書類）とありますが、押印は必要ですか。それとも写しでいいですか。</p>	<p>見積書等には押印は不要で、写しでも可能です。ただし、交付決定後は支出した確認資料として、領収書の保管は必要となります。</p>
4	<p>交付決定はどのような手段で通知されますか。また申請後どの程度の期間で通知されますか。</p>	<p>交付決定通知書、もしくは不交付決定通知書は郵送で通知します。通知書の発送については、12月の初旬を予定しています。</p>
5	<p>「他の制度等により補助金又は助成金を受けている事業ではないこと」に雇用調整助成金は該当しますか。</p>	<p>該当しません。</p>